

II 農業構造の部

この部には、農林業経営体数、農家数等農業構造に関する統計を収録した。

各統計の概要については、以下のとおりである。

1 農林業経営体数、農家数

令和2年2月1日現在で実施した「2020年農林業センサス」の農林業経営体調査結果から関連する統計を収録した。

調査の概要については、以下のとおりである。

(1) 調査の目的

本調査は令和2年を調査年とする農林業構造統計（統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的としている。

(2) 調査の対象

(5) ア（「定義及び用語の解説」参照）に該当する全ての農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。）を対象とした。

(3) 調査期日

令和2年2月1日現在で実施した。

(4) 調査の方法

農林水産省—都道府県—市区町村—調査員の実施システムで行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査（状況に応じて調査員が報告者の報告を補助することを妨げない。）により実施した。

(5) 定義及び用語の解説

ア 農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(ア) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業

(イ) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

①露地野菜作付面積	15 a
②施設野菜栽培面積	350 m ²
③果樹栽培面積	10 a
④露地花き栽培面積	10 a
⑤施設花き栽培面積	250 m ²
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭

⑦肥育牛飼養頭数 1 頭

⑧豚飼養頭数 15 頭

⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽

⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽

⑪その他 調査期日前1年間における農林産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

(ウ) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」若しくは「森林施策計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）

(エ) 農作業の受託の事業

(オ) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産した者に限る。）

イ 農業経営体

農林業経営体のうち、(ア)、(イ)又は(エ)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ウ 林業経営体

農林業経営体のうち、(ウ)又は(オ)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

エ 個人経営体

個人（世帯で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。）

オ 団体経営体

個人経営体以外の経営体をいう。

カ 経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

キ 農業経営組織別

(ア) 単一経営経営

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営をいう。

(イ) 複合経営経営

単一経営経営以外で農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割未満（販売のなかった経営体を除く）の経営をいう。

ク 主副業別

(ア) 主業経営体

農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

(イ) 準主業経営体

農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

(ウ) 副業的経営体

調査日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。

(エ) 農業専従者

調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した世帯員をいう。

ケ 労働力等

(ア) 経営主

農業経営の管理運営の中心となっている者がいい、生産品目や規模、請け負う農作業の決定、具体的な作業時期や作業体制、労働や資本の投入、資金調達といった経営全般を主管する者をいう。

(イ) 経営方針の決定参画者（経営主を除く。）

経営主以外で、調査期日前1年間に自営農業に関する以下のいずれかの決定に参画した世帯員をいう。

- ・生産品目や飼養する畜種の選定・規模
- ・出荷先
- ・資金調達
- ・機械・施設などへの投資
- ・農地借入
- ・農作業受託（請負）
- ・雇用及びその管理

(ウ) 後継者

5年以内に農業経営を引き継ぐ後継者（予定者を含む。）をいう。

(エ) 親族

経営主の3親等内（1親等：父、母、子 2親等：祖父母、孫、兄弟姉妹 3親等：曾祖父母、

曾孫、叔父、叔母、甥、姪）の親族をいう。

(オ) 親族以外の経営内部の人材

農業経営における親族以外の役員又は雇用している者をいう。

(カ) 経営外部の人材

上記以外の者をいう。

(キ) 雇用者

農業経営の為に雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の接受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。）の合計をいう。

(ク) 常雇い

あらかじめ、年間7カ月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で主に農業経営のために雇った人（期間を定めずに雇った人を含む。）をいう。
年間7カ月以上の契約で雇っている外国人技能実習生も含める。

(ケ) 臨時雇い

「常雇い」に該当しない日雇い、季節雇いなど農業経営のために一時的に雇った人のことをいい、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の接受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。

なお、農作業を委託した場合の労働は含まない。

また、主に農業以外の事業のために雇った人が一時的に農業経営に従事した場合及び「常雇い」として7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含む。

(コ) 基幹的農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事した者をいう。

ク 総農家

(ア) 農家

調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地が10a未満であっても、調査期日前1年間に農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

(イ) 販売農家

経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間に農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

(ウ) 自給的農家

経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間に農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

2 集落営農

「集落営農実態調査」の結果から関連する統計を収録した。

なお、集落営農数が2以下の市町村については上記以外として作成した。

調査の概要については、以下のとおりである。

(1) 調査の目的

本調査は、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）において、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手として位置付けられた集落営農組織の育成・確保等に係る施策の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的としている。

(2) 調査の対象

調査は、全国の市区町村（調査実施時点における最新の農林業センサスにおいて、耕地の存在が認められなかった市区町村を除く。）を対象とした。

(3) 調査期日

平成31年2月1日現在で実施した。

(4) 調査方法

調査は、地方組織から調査対象に対して調査資材を郵送により配付し、政府統計共同利用システムのオンライン調査システム、電子メール、郵送又はファクシミリにより回収する自計調査の方法により行った。

(5) 定義及び用語の解説

本調査における集落営農とは、「集落」を単位として^{注1)} 農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意^{注2)}の下に実施される営農（農業用機械の所有のみを共同で行う取組^{注3)}及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組^{注4)}を除く。）をいう。

注1) 「「集落」を単位として」とは、集落営農を構成する農家の範囲が、ひとつの農業集落を基本的な単位としていること。例外として、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合や、複数の集落をひとつの単位として構成する場合を含む。

なお、集落を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していることが原則であるが、集落内のおおむね過半の農家が参加している場合はこれを含む。

また、大規模な集落の場合で、集落内に「組（くみ）」等、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位がある場合は、これを集落営農の単位とする。

注2) 「農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意」とは、集落営農に参加する農家が、集落営農の組織形態、農地の利用計画、農業用機械の利用計画、役員、オペレーター等の選定、栽培方法等、集落としてまとまりを持った営農に関するいずれかの事項について行う合意をいう。

注3) 「農業機械の所有のみを共同で行う取組」とは、農業用機械を集落で共同利用するが、その利用については、各農家が自作地の耕作等のために個人ごとに借りて行うものをいう。

注4) 「栽培協定及び用排水の管理の合意のみの取組」とは、集落内の品種の統一等の栽培協定及び集落としての用排水の合理的な利用のための管理のみを行うものをいう。

具体的には、次のいずれかに該当する取組を行っているものとする。

ア 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画等に基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。

イ 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業の委託を受けたオペレーター組織等が利用している。

ウ 集落の農地全体をひとつの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営を行っている。

エ 認定農業者、農地所有適格法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画等により集落単位での土地利用及び営農を行っている。

オ 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で（農業用機械を利用した農作業以外の）農作業を行っている。

カ 作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている。

この部についての照会先

経営・構造統計課

電話 (075)414-9630